



# LIFRE

**Legal Information Flash Report  
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:<https://www.mclaw.jp>  
email: tsutsumi@mclaw.jp

先の国会で成立し、来年中の施行が予定される「早期事業再生法」の概要と、昨今利用者が急増している「スポットワーク」に関する労務管理の要点をご紹介します。

## ◆早期事業再生法のご紹介

令和7年6月、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（通称「早期事業再生法」）が公布されました。令和8年末までには施行見込みですので、制度の概要についてご紹介します。

### 1. 制度の特徴

債務超過等により苦境に陥った企業が経済的な再生を図る手続として、法律で認められた手続は民事再生法による再生手続か、会社更生法による更生手続があり、これらは裁判所が関与して進めることになります。他方、債権者との協議を経て再生を図る私的整理手続もありますが、その場合には全債権者の同意が必要となります。

このような背景から、債権者の多数決による再生を認める手続が新たに創設されました。

### 2. 対象事業者と対象債権

「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」が利用できることとされており、銀行や貸金業者、政府金融機関からの借入債権が対象となります。なお、担保の付されている部分は本制度による権利変更の対象外です。

### 3. 手続の流れ

事業者は、指定確認調査機関（経済産業大臣に指定された者）に手続を申請し、同機関は債務調整の必要性、債権者集会による決議成立の見込み、債権者一般の利益に適合する見込み等を確認します。その後、事業者は早期事業再生計画を作成し、債権者集会において権利変更議案が多数決（議決権総額の4分の3以上の同意）が得られれば、裁判所によって債権者集会決議の認可を経て、対象債権の権利関係が変更となります。

### 4. コメント

昨今の物価の上昇や人手不足によって経営が苦境となる事業者も増えているようですので、本制度が企業再生の新たな選択肢として活用されていくのではないかと考えます。

## ◆スポットワークの労務管理について

### 1. スpotworkとは

近年、企業が短時間・単発の業務を行う働き手を募集し、労働者側が自分のスケジュールに合わせてこれに応募して行う「スポットワーク」が注目されています。この働き方は、事業者が必要なときに必要な分だけの労働力を確保でき、労働者側も隙間時間を利用できる点で注目されています。

しかし、業務に従事する時間が短く、或いは単発であるためか、当事者に労働法制が適用されるという意識が希薄であることが多く、トラブルが頻発しています。

### 1. 労働契約の締結

スポットワークは、スマートフォンのアプリ等を通じて募集、応募、採用決定が完結することが多く、面接等も行われないことが一般的です。そのため、契約関係が曖昧になりがちですが、法律上、契約当事者は、事業主とスポットワーカーであり、アプリを提供する仲介事業者は含まれませんので、こうした関係を適切に把握しておくことが重要です。

その他、労働法上、事業者は、労働契約の締結に際し、スポットワーカーに労働条件を明確に通知することが求められます。

### 2. 休業する場合の手当

事業者の都合で丸一日の休業または仕事の早上がりをすることになった場合には、休業手当を支払うことが必要です。

### 3. 賃金・労働時間に関する注意

具体的な業務に従事していない時間であっても、業務遂行に必要な準備行為を行う時間（指定の制服に着替える等）は、労働時間に含まれます。

また、事前に通知した賃金を一方的に減額することは認められません。

その他、実際に業務に従事する時間が事前の通知と異なっていた場合、スポットワーカーからの申請等に基づいて、雇用主による労働時間の修正が必要になる可能性があります。雇用主としては、実際の労働時間を正確に把握しておく必要があります。

### 4. 労働災害

スポットワーカーが業務中に怪我をした場合、就労先の事業について成立する保険関係に基づき、労働保険給付を請求することができます（労働保険料は事業者負担）。また、事業者は、労働災害防止のための労働安全衛生法に基づく各種措置を講じる義務を負います。

\*本年7月に厚労省からスポットワークに関する留意事項が公表されておりますのでご参照下さい。（下線部をクリック）

（弁護士友成亮太、弁護士門屋徹）

\*\*\*\*\*法務トピックス\*\*\*\*\*

### ◆最低賃金の改定（令和7年10月1日より順次）

都道府県別の最低賃金が10月1日より順次改定されます。東京都の最低賃金は10月3日より1,226円（前年度比：+63円）になります。今回の改定で全ての都道府県で最低賃金が1,000円を超え、全国平均の引き上げ額は過去最大の66円、時給の全国平均は1,121円となりました。最低賃金は、雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用されますので、使用者も労働者もご確認下さい。詳細は厚生労働省や各都道府県の労働局のHP等をご参照下さい。